別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一～八十八　（略）	（略）
八十八の二　保安基準第四十三条の七に定める基準に係る試験	十八万七千円
八十八の三　保安基準第四十三条の八に定める基準に係る試験	二十七万円
八十八の四　（略）	（略）
八十九～九十三　（略）	（略）

備考

一・二　（略）

三　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第十七号の五及び第二十七号	二十七万円
第二十五号及び第八十八号の三	二十七万円
第二十六号及び第八十八号の三	二十七万円
（略）	（略）

四　（略）

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一～八十八　（略）	（略）
八十八の二　保安基準第四十三条の七に定める基準に係る試験	十八万七千円
八十八の三　（略）	（略）
八十九～九十三　（略）	（略）

備考

一・二　（略）

三　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第十七号の五、第二十七号	二十七万円
（略）	（略）

四　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（装置型式指定規則の一部改正に伴う経過措置）

2　第三条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第十三号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（年少者用補助乗車装置取付具に係るものを除く。）は、第三条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条の表第十三号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

3　旧規則第五条の表第十三号の三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（年少者用補助乗車装置取付具に係るものに限る。）は、新規則第五条の表第十四号の二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。